

意見書案第 4 号
令和 8 年 3 月 2 4 日

長岡京市議会議長

上 村 真 造 様

発議者 天 木 みなみ
小 原 明 大
武 山 彩 子

意見書の提出について

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書（案）
を議会の議決をもって、それぞれあて先に提出されたく提案します。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書（案）

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として令和5年10月から開始された適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、消費税の課税事業者が制度開始以前のように仕入税額控除を受けるには、取引先から適格請求書（インボイス）等を発行してもらい、発行してもらえない場合は税負担増となる。そのため、年間売上額1,000万円以下の消費税免税事業者は、取引先からインボイスの発行を求められることとなるが、インボイスの発行のために課税事業者になると消費税の申告・納付が義務付けられるため、税と事務を負担することとなる。また、インボイスを発行できない免税事業者は、取引事業者からの消費税相当の値下げ要求や取引排除を覚悟しなければいけない懸念が強く指摘されてきた。

施行から2年が経過したが、小規模事業者などからは、税負担増や減収による経営状況悪化や、インボイスに係る経理事務の負担を訴える声が噴出している。結果として、消費税納付のための借入れや廃業をせざるを得ないとの声も上がっており、インボイス制度が事業活動や国民生活へもたらす深刻な影響は決して看過できるものではない。令和5年9月には、当事者らの声として、フリーランスや小規模事業者などで構成する民間団体が中心となって集めたインボイス制度の反対署名約54万筆が当時の岸田文雄首相に手渡された。

消費税免税事業者は、個人事業主やフリーランス、個人タクシーや運転手、小規模農家など多岐にわたるが、このような人々が廃業・引退すると、仕入れ元の課税事業者や消費者にも影響が及び、多くの国民の不利益につながる。

よって、国におかれては、中小企業・小規模事業者の事業存続や日本経済振興、ひいては国民の生活を守るため、インボイス制度を廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月24日

京都府長岡京市議会

宛先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣